

ショッピング安心保険のあらまし

被 保 険 者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補 償 期 間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から120日間。
補 償 対 象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。

補償限度額 および ご注意事項		1事故上限額	年間上限額
	補償限度額	100万円	100万円

- 1回の事故につき1個または1組につき1万円が自己負担額となります。
- 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含みます）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。
- 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。
- 事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。

補償の対象とならない主な場合	<ol style="list-style-type: none"> 紛失・置き忘れによる損害 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 電気的な事故や機械的な事故による損害 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 物品の誤った使用によって生じた損害 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など
----------------	--

補償の対象とならない主な物品	<ol style="list-style-type: none"> 商品券、航空券、乗車券（定期券含む）など 宅配便など（通販などの輸送中の物品） 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含みます。） 食料品・飲料（酒類を含みます。） 船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハングライダー、ラジコンコントロール模型およびこれらの付属品 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの 動物あるいは植物（複製ドライブフラワーを含みます。） 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの 職業上の商品として購入したもの など
----------------	--

保険金支払の時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。
----------	------------------------------

代位	<ol style="list-style-type: none"> 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。
----	---

損害防止義務	会員は事故が生じたときの損害発生防止および軽減につとめなければなりません。
--------	---------------------------------------

準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。
-----	---

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡下さい。

セゾンアメリカン・エキスプレス
ショッピング安心保険ホットライン
☎0120-772-187 ☎018-888-9294
コレクトコールでおかけください。
24時間受付／年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

海外旅行傷害保険	保険金請求書類	現地でしか手記できない書類	損害賠償額を証明する書類	損害賠償額を証明する書類	除 籍 簿 本	委任状・戸籍謄本	後遺障害診断書	その他の書類
治療費用保険金 (傷害・疾病)	○	○	○	○				○
携行品損害保険金	○	○		○		○		○
死亡保険金 (傷害)	○	○						○
後遺障害保険金	○	○		○			○	○
救護者費用等保険金	○	○		○				○
賠償責任保険金	対人	○	○	○		○		○
賠償責任保険金	対物	○	○					○

国内旅行傷害保険	死亡保険金 (傷害)	後遺障害保険金	入院・通院保険金
死亡保険金		○	○
後遺障害保険金			○
入院・通院保険金		○	○

(注)1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記書類が必要になります。
クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届(盗難の場合のみ)		○
その他関係書類	○	○

(注)○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

海外・国内旅行傷害保険

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)
セゾン自動車火災保険株式会社

ショッピング安心保険

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)
三井住友海上保険株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
明治安田損害保険株式会社

個人情報の取扱い
保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくこととなります。

共同保険契約に関するご説明
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく無知別個に保険契約上の責任を負います。
※本誌掲載の情報は2018年10月1日現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。













(14A1-3000-1810)(2018.10)改

旅先で“もしも”の時に、しっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険 お客様のご旅行中の事故を補償します。





海外旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

〈 傷 害 〉   			〈救護者費用〉 		〈 疾 病 〉  	
交通事故にあった	スポーツ中にケガをした	ドアに手をはさまれた	旅先でケガをし家族が現地に向かった	かぜで高熱を発した	盲腸になった	
〈携行品損害〉  			〈賠償責任〉 		〈緊急アシスタンスサービス〉   	
ハンドバッグを盗まれた	カメラを落として壊した	お店の商品を壊した	日本語が通じる医療機関の紹介	ケガや病気などの急患時に救急車を手配します	現金不要で治療を受けられる医療サービスを紹介します	※これらのサービスは、国・地域等の諸事情によりサービスを提供できない場合があります。

国内旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

〈 傷 害 〉			
 <p>このカードで代金を支払い搭乗した航空機の事故でじくなられた</p>	 <p>このカードで宿泊料金を支払い宿泊中に火災でじくなられた</p>	 <p>このカードで主催旅行の支払いをした旅行中にケガで後遺障害を負った</p>	 <p>このカードで主催旅行の支払いをした旅行中に交通事故にいがケガをした</p>

支払限度額

保険の種類	担 保 内 容	本会員	ファミリー会員
海外旅行傷害保険 ※1	傷 害 死 亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円
	治 療 費 用	300万円	300万円
	疾 病 治 療 費 用	300万円	300万円
	賠償責任(自己負担額1,000円)	3,000万円	3,000万円
	携 行 品 損 害 ※2	30万円	30万円
	救 護 者 費 用	200万円	200万円
国内旅行傷害保険	傷 害 死 亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円
	入 院 日 額	5,000円	5,000円
	通 院 日 額	3,000円	3,000円

※1 航空機乗継・出発遅延および航空機寄託手荷物遅延・紛失による損害は本保険では対象となりませんのでご了承ください。

※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

旅行傷害保険金をお支払いできない主な場合

- 海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院
 - 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疫病、心喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故
 - 戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波(国内旅行傷害保険のみ) など
- 海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救護者費用
 - 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●精神疾病 ●既往症 など
 - 救護者費用については、自賠、妊産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。
- 海外旅行傷害保険の賠償責任
 - 故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心喪失に起因する事故 など
- 海外旅行傷害保険の携行品損害
 - 故意、重過失 ●携行品の毀滅または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登山等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外來の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故 など

SAISON
CARD
INTERNATIONAL

クレディセゾン